

第二次川越市生涯学習基本構想

基本計画（後期計画）素案

～あなたと創る 学びのまち・川越～

川 越 市

目 次

第1章 策定にあたって	
1 計画の位置づけ	1
2 基本構想の理念と目標	1
3 計画の期間	1
4 計画の名称	1
5 本市の生涯学習をとりまく環境の変化	2
6 市民の意識	4
7 生涯学習を推進するための8つの方策	7
8 計画の全体像	8
9 施策の体系	9
第2章 生涯学習基本計画（後期計画）	
第1節 生涯学習を推進する体制の充実	18
第2節 学習情報のネットワーク化と学習相談体制の整備・充実	23
第3節 生涯学習を推進する拠点施設の整備	28
第4節 ライフステージに応じた学習機会の充実	49
第5節 社会の変化に応じた学習機会の充実	56
第6節 多様な人材の養成と活用のネットワーク化の推進	72
第7節 地域の教育力の向上	77
第8節 高等教育機関との連携	81
資 料	84

第 1 章 策定にあたって

1. 計画の位置付け

生涯学習基本構想・基本計画は、市民の一人ひとりの生涯学習を総合的に支援することを目的とし、その実現のための考え方や目標と基本的な方策を示すものです。

第二次生涯学習基本構想は、平成18年度から平成27年度までの10年間における生涯学習推進の基本的な考え方を示す「理念」、目指すべき「目標」、これを実現するための「方策」を示しています。

生涯学習基本計画は、基本構想で定めた目標の実現に向け、基本的な施策を体系化しています。

基本計画（後期計画）は、前期5年間で達成された成果を踏まえ、施策を見直しするとともに、新たに策定される川越市教育振興基本計画との整合を図り、生涯学習を更に推進するために策定します。

2. 基本構想の理念と目標

第二次生涯学習基本構想の理念は、「市民と協働して進める生涯学習」とされており、目標は二つあります。第一の目標は「新しい自分と出会い、人とつながりあう生涯学習の推進」、第二の目標は「協働による地域づくりの推進」としてあります。

3. 計画の期間

基本計画（後期計画）の期間は、平成23年度を初年度とし、第二次生涯学習基本構想の目標年度である平成27年度までの5年間とします。

4. 計画の名称

計画の名称は、「第二次生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）」とします。

5. 本市の生涯学習をとりまく環境の変化

教育基本法と教育三法の改正

平成18年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

教育基本法は、戦後の我が国の教育の基本を確立するために、昭和22年に施行されたもので、教育の基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定められており、学校教育法や社会教育法などすべての教育法規の根本法となるものです。

その教育基本法の制定から半世紀以上が経ち、その間、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、国民の間での自信の喪失やモラルの低下、青少年の犯罪の凶悪化、いじめ、不登校、中途退学・学級崩壊など、我が国の社会と教育は深刻な危機に直面しています。その原因の一つとして、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されています。一方、世界では、教育が国民の未来や国の行く末を左右する重要課題と認識され、各国において「国家戦略としての教育改革」が急速にすすめられています。

このような歴史的変動の時代を迎え、新しい教育を考える上で重要な時代の潮流は、①少子高齢化社会の進行と家族・地域の変容 ②高度情報化の進展と知識社会への移行 ③産業、就業構造の変貌 ④グローバル化の進展 ⑤科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化 ⑥国民意識の変容 であるとしています。

このため、教育の根本にふれる改革が求められており、新しい時代の教育の基本理念を明確に示し、国民全体で「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指し、教育基本法の全面改正が進められました。

この改正では、従来は理念にとどまっていた生涯学習が法規定され、基本法第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされ、生涯学習の振興と生涯学習社会の実現がうたわれました。

生涯学習については、これまで生涯学習基本構想・基本計画の中でも説明を重ねてきましたが、個人が自発的意思に基づき、手段についても必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うものであるとされています。これらの学習が多種多様な形態で実現される環境を整備することが行政の役割であると説明をしてきました。生涯学習社会の実現について、教育基本法で示されたことにより、生涯学習行政がさらに推進されることが期待さ

れています。併せて、今回の教育基本法の改正では、従来明記されていなかった家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、条文で新設されています。

教育基本法の改正に伴い、社会総がかりで教育の再生を目指すために「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法」のいわゆる教育三法が平成20年4月に改正されました。

地方公共団体が処理する教育に関する事務については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会の職務権限で処理するものと地方公共団体の長が処理するものが列記されています。教育委員会は、教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保、地域住民の意思の反映のため、全国すべての自治体に設置され、地方における教育行政の中心的な担い手として、その役割を發揮していくことが求められてきました。

今回の法改正では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の規定が整備されました。その改正点の一つに、これまで教育委員会の職務権限とされてきた文化財を除く文化及び学校体育を除くスポーツに関する事務を地方公共団体の長の職務権限にできることになりました。この背景といたしましては、文化及びスポーツについては、まちづくり・地域づくりの観点から、市長が直接所管することで、他の行政分野との連携が容易になることや施策が重点的に取り組めるなどメリットが大きいと考えられ、まちづくりの推進、地方分権の推進という立場から教育委員会から市長部局に移管することが可能になりました。これにより教育に関する職務権限の柔軟性が確保できるようになりました。

行政組織の改正

平成22年4月に、本市ではこれまで教育委員会が所管していたスポーツ(学校体育を除く)や文化(文化財保護を除く)、生涯学習の支援に関する事務が市長部局に移管され、市長部局には文化スポーツ部が新設され、文化振興課とスポーツ振興課が設置されました。文化振興課は、これまでの生涯学習課や中央公民館が所管していた文化に関する事務と生涯学習の支援事務が移管されました。

これまで本市で実施してきた生涯学習関連事業は、主に公民館や図書館などで開催される講座、イベント事業や学校との連携事業など、社会教育事業でしたが、文化スポーツ部の新設により、国際交流関連事業、市民活動支援事業、文化施設に関連する事業などとの関係がさらに深まり、文化及び生涯学習に関連する事業やイベントの情報が広範囲に収集・共有でき、事業の広がりや市民との協働などがさらに進展する可能性があります。

6. 市民の意識

生涯学習に係る市民意識調査

生涯学習に係る市民意識調査は、市民3000人を対象に平成4年度から4年ごとに実施し、最近の調査は平成20年度に実施いたしました。

この調査では、本市の最近の生涯学習についての考察を加えています。これによりますと、生涯学習への関心について、回収率でみると、回収率は20歳代が31.9%、30歳代が45.5%、40歳代が49.1%、50歳代が55.3%、60歳代が66.5%と年齢が上がるにつれて回収率が高くなります。この結果から見ると、少なくとも20歳代よりも60歳代が生涯学習への関心が高いようにも思えます。しかし、特にこのようなアンケート調査は、年齢が高くなるほど回収率が上がる傾向にありますので、他の質問事項との関連でこのことを証明する必要がありますが、問1「生涯学習という言葉聞いたことがあるか」の設問についても同様な傾向を示しており、20歳代で「ある」と答えた市民が77.8%、60歳代で81.0%との結果になっていますので、年齢が高くなるほど生涯学習への関心は高くなるものと考えられます。

次に性別による差については、男性の回収率が43.1%、女性の回収率が60.5%であり、生涯学習の関心については女性の方が17ポイント以上高いと思われませんが、問1の質問では「ある」と答えた男性が81.1%、女性が80.5%で性別による差はないように思えます。

市民のあらゆる年齢層が生涯学習を推進するためには、生涯学習の必要性や楽しさを伝える広報活動の充実が重要であるということが指摘されてきました。特に若い世代への啓発や広報の充実がより必要であると調査結果は示しています。

市民満足度調査

本市では、平成20年7月に施策に対する市民の重要度・満足度を把握するため、市民満足度調査を実施しました。調査では第三次川越市総合計画前期基本計画に位置付けられた59施策について、市民がどのくらい重要と考えているか、また満足しているかを調査しています。

生涯学習に関係が深い施策としては「生涯学習環境の整備・充実」、「生涯にわたる学習活動の推進」、「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」、「教育環境の整備・充実」、「芸術文化活動の充実」、「文化財の保存・活用」、「多文化共生と国際交流・協力の推進」、「生涯スポーツの推進」がありますが、結果については※資料の分布図をご覧ください。

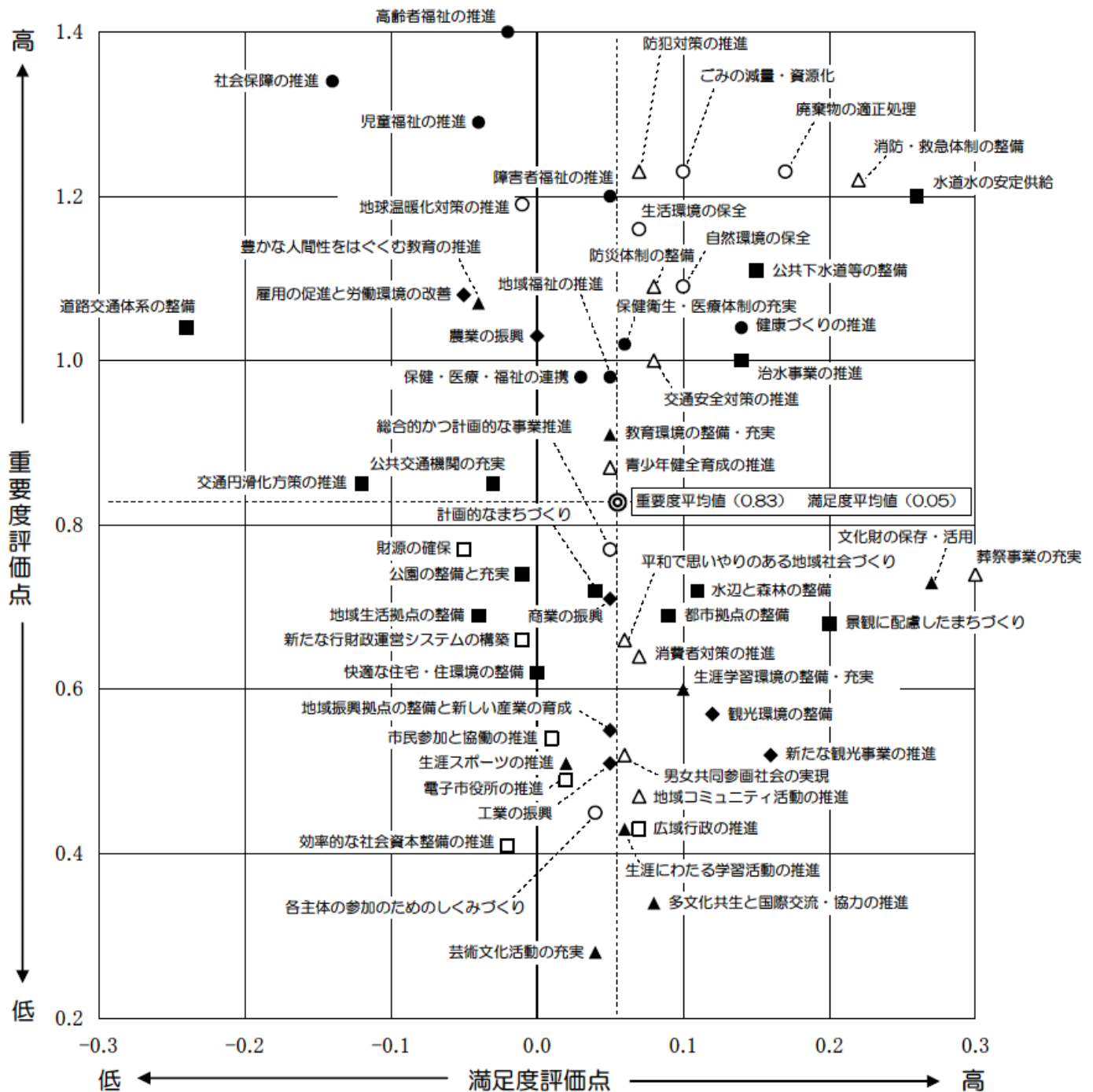
生涯学習の施策の「生涯学習環境の整備・充実」、「生涯にわたる学習活動の

推進」については、満足度評価は平均値を上回るが重要度、評価点が低い状況にあります。

今後、生涯学習の諸施策を更に推進することにより、重要度評価点を高めていきたいと思えます。

◎「施策の重要度」と「現在の満足度」の評価分布図

重要度と満足度の比較をわかりやすくするために、重要度評価と満足度評価を相関させた分布図を作成しました。



- | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|--------|
| ● 【1章】保健・医療・福祉 | ■ 【3章】都市基盤・生活基盤 | ○ 【5章】環境 | □ 【共通】 |
| ▲ 【2章】教育・文化・スポーツ | ◆ 【4章】産業・観光 | △ 【6章】地域社会と市民生活 | |

※市民満足度調査（平成20年7月実施）より

7. 生涯学習を推進するための8つの施策

生涯学習基本計画（後期計画）では、生涯学習基本構想の理念と目標を実現するために前期計画に引き続き次の8つの方策を推進いたします。

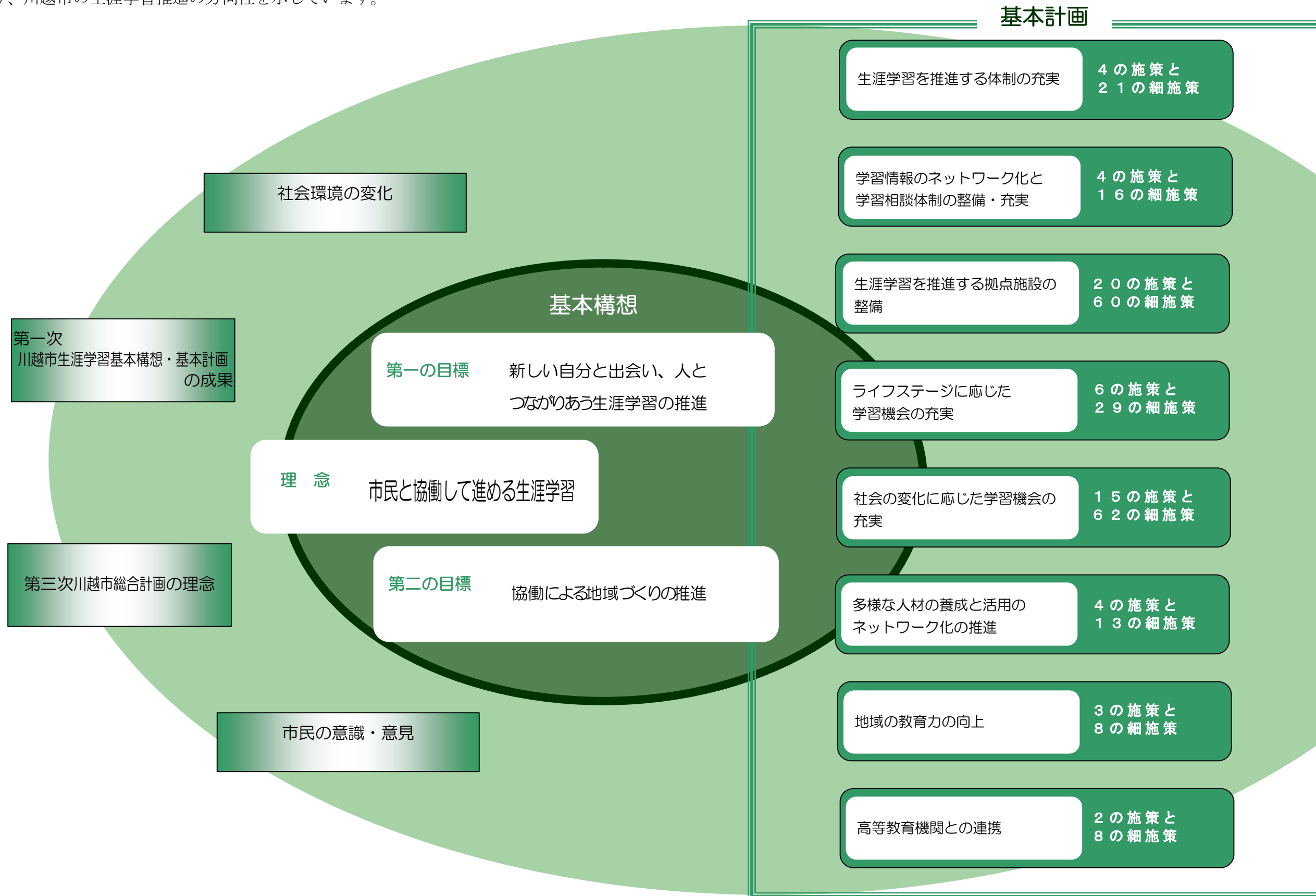
1. 生涯学習を推進する体制の充実
2. 学習情報のネットワーク化と学習相談体制の整備・充実
3. 生涯学習を推進する拠点施設の整備
4. ライフステージに応じた学習機会の充実
5. 社会の変化に応じた学習機会の充実
6. 多様な人材の養成と活用のネットワーク化の推進
7. 地域の教育力の向上
8. 高等教育機関との連携

基本構想

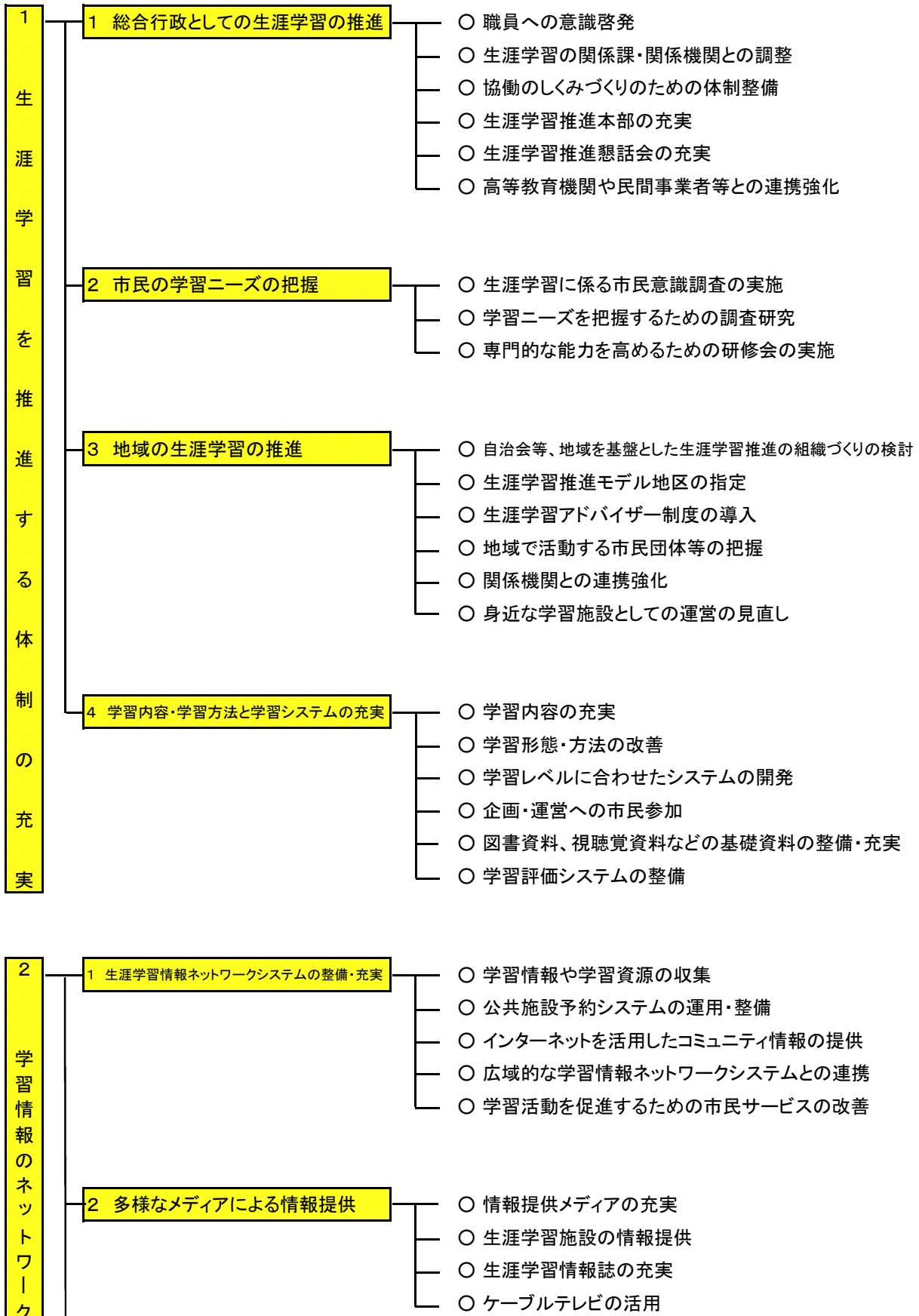
基本構想では、生涯学習社会の実現に向けての課題を明らかにし、「新しい自分と出会い、人とつながりあう生涯学習の推進」、「協働による地域づくりの推進」という2つの目標を掲げ、川越市の生涯学習推進の方向性を示しています。

基本計画

基本計画では、基本構想に掲げた目標の具現化を推進するための方策を掲げています。



9. 施策の体系



化と学習相談体制の整備・充実

- 3 ライフステージに応じた情報提供
 - 青少年への情報提供
 - 成人への情報提供
 - 高齢者への情報提供
 - 障害のある人への情報提供
- 4 学習相談体制の整備・充実
 - 学習相談体制の整備・充実
 - 個人学習を支援するための参考図書の整備・充実
 - 生涯学習情報ネットワークシステムとの連携

3 生涯学習

- 1 生涯学習施設のネットワーク化の推進
 - 生涯学習関連施設の相互利用と情報交換の推進
 - 民間施設との情報交流
- 2 人にやさしい施設づくり
 - 施設利用を促進するための環境の整備
 - 環境にやさしい施設づくり
 - 人にやさしい施設づくり
 - 公共施設の緑化の推進
- 3 生涯学習を推進する中心施設の整備
 - 生涯学習センター設置の推進
- 4 生涯学習センターの機能の研究
 - 生涯学習センター機能の研究
 - 類似施設の調査・研究
- 5 公民館の整備・充実
 - 公民館の設置
 - 既存公民館の整備・充実
- 6 図書館サービス網の整備・充実
 - 図書館分館とのネットワーク化の推進
 - 障害のある人や高齢者へのサービスの充実
 - 広域的なネットワークの構築
 - 大学等の図書館との連携・協力の推進

を
推
進
す
る
拠
点

7 博物館の整備・充実

- 常設展示の見直し
- 収蔵機能の充実
- 博物館機能の充実
- 情報提供機能の充実
- 関係機関、施設との連携

8 美術館の整備・充実

- 芸術文化活動の充実
- 啓発活動の推進
- 美術品の収集
- 川越の美術に関する調査

9 集会所の整備・充実

- 集会所の運営管理の充実
- 施設の整備・充実

10 青少年施設の整備・充実

- 児童館、児童遊園の整備・充実
- 青少年施設の整備・充実

11 文化施設の整備・充実

- 既存の文化施設の整備・充実
- 地域振興ふれあい拠点施設の整備

12 市民活動支援施設の整備・充実

- 地域振興ふれあい拠点施設の整備
- コミュニティー施設の整備・充実
- 活動拠点の整備・充実

13 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- 地域スポーツの拠点づくりの推進
- 既存施設の整備・充実
- 学校体育施設の開放
- 施設利用の効率化
- 施設設置におけるレクリエーション支援機能の導入
- 日常的な運動のできる施設等の整備
- 温水利用型健康運動施設を核としたなぐわし公園の整備

14 高齢者の生きがい増進のための施設の整備・充実

- 既存施設の整備・充実
- 生きがいづくり・ふれあい交流の拠点整備

施設整備

15 健康増進のための施設の整備・充実

- 総合保健センターの整備・充実
- 健康づくりを支援する機能の充実
- 既設公園への健康運動施設等の設置

16 女性の活動拠点の整備・充実

- 男女共同参画推進施設の整備・充実
- 学習活動支援機能の充実

17 公園等の整備・充実

- 自然環境を活用した公園の整備
- 歴史的遺産を活用した公園整備
- 雑木林等の保全と活用
- 安全で魅力のある公園整備

18 学校施設・余裕教室の活用

- 余裕教室の活用の推進
- 学校施設の利用計画の調査研究

19 民間施設の活用

- 民間学習施設等の把握と情報提供
- 公共施設と民間施設との連携の模索
- 地域全体の施設の活用システムづくり
- 自治会集会所の活用

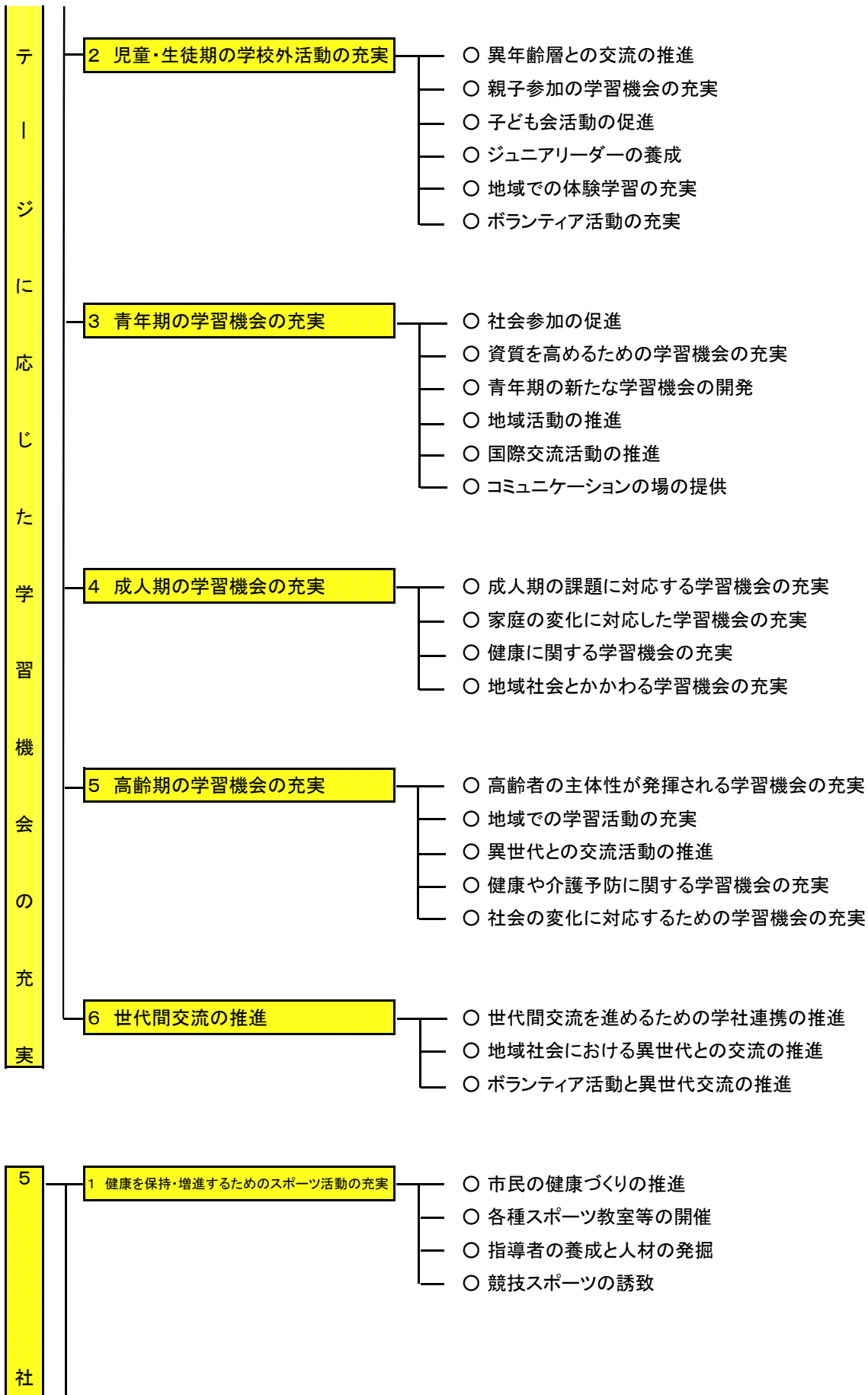
20 利用方法と運営の体系化

- 施設の利用状況の把握と情報提供
- 施設の利用手続きの共通化・一元化
- 利用しやすい施設の運営管理

4 ライフ

1 子育ての学習機会の充実

- 子育てに関する学習機会の充実
- 親子で参加できる学習機会の充実
- 子育てへの父親の参加促進
- 幼稚園・保育園・小学校等の連携
- 講演会等の開催と子育て環境づくりの推進



会
の
変
化
に
応
じ

- 2 健康を保持・増進するための学習機会の充実
 - 健康教育、健康相談の推進
 - 高齢者教養講座等の充実
 - 食育・健康づくりに関する学習機会の充実
 - メンタルヘルス事業の推進
 - 学校給食における食生活指導の推進

- 3 自然との共生感をはぐくむための学習機会の充実
 - 人と自然環境の共生を図るための情報の提供
 - 環境教育の充実
 - 市民による身近な環境調査の充実
 - 子どもの自主的な活動への支援
 - 環境に関する学習機会の充実
 - 農業体験学習の充実

- 4 国際人を養成するための学習機会の充実
 - 国際理解教育と国際交流事業の推進
 - 海外の自治体との国際協力の推進
 - 外国籍市民の行政への参加機会の提供
 - 外国籍市民への学習機会・生活情報の提供
 - 国際交流ボランティアの育成
 - 国際交流と異文化理解講座の充実
 - 姉妹都市や外国に関する資料の充実

- 5 情報活用能力を高めるための学習機会の充実
 - 市民向けパソコン講座の充実

- 6 ノーマライゼーションの実現に向けての学習機会の充実
 - ノーマライゼーションを理解するための啓発と交流機会の提供
 - 学校教育におけるボランティア・福祉教育の充実
 - ボランティア組織の育成とネットワーク化
 - 障害のある人の社会参加の促進
 - だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた学習機会の充実

- 7 人権教育の充実と人権意識を高めるための学習機会の充実
 - 生涯学習における人権教育の充実
 - 人権と平和の尊さを理解するための学習機会の充実
 - 市民に対する人権・同和教育の推進と啓発の充実
 - 指導者の養成と指導体制の充実
 - 自主的な学習活動の充実及び交流の推進

た
学
習
機
会
の
充

8 少子化社会に対応するための学習機会の充実

- 地域等の子育て支援体制の整備・充実
- 次世代への啓発や学習機会の充実
- 子育てに関する意識改革、啓発の充実

9 男女共同参画社会の実現に向けての学習機会の充実

- 女性の自立を支援するための各種講座等の開催
- 家庭における男女共同参画の啓発
- 男女共同参画の視点に立った学校教育
- 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

10 家庭の教育機能を高めるための学習機会の充実

- 子育てに関する情報と学習機会の提供
- 異年齢や世代間交流の推進
- 親子向け事業の推進
- PTA家庭教育学級の充実
- 保育ボランティアの養成

11 賢い消費者としての資質を身に付けるための学習機会の充実

- 賢い消費生活のための教育の充実
- 生活情報センターの整備・充実
- 環境にやさしい消費生活の推進
- 消費に関する相談体制の強化・充実
- 消費者グループの育成・支援

12 歴史文化の継承

- 文化伝承の機会の充実

13 芸術文化活動の機会の充実

- 芸術文化に関する学習機会の充実
- 多様な発表の場の提供
- 芸術鑑賞の機会の提供
- 芸術文化の振興と質的向上

14 ふるさと学習の充実

- ふるさと学習の充実
- ふるさと情報の収集と提供

実

15 安全安心なまちを実現するための学習機会の充実

- 防犯意識高揚のための啓発
- 家庭・地域における青少年健全育成の推進
- 児童生徒の発達段階に応じた防犯教育の充実
- 規範意識の向上のための学習機会の充実
- 自主的な防犯活動の促進

6 多様な人材の養成と活用のネットワーク化の推進

1 指導者・ボランティアの人材バンクの設置

- 人材バンクの設置
- 人材の発掘
- 人材バンクのPR
- 相談システムの整備

2 学習ボランティアの養成と活動の場の確保

- ボランティアの活動の情報の収集と提供
- ボランティアの養成と活用
- ボランティア対象の研修会の実施
- 市民講座の開催

3 市職員・教育職員の派遣制度の整備

- 市職員・教育職員の派遣制度の整備
- 市職員派遣制度のPR
- 教育職員の協力体制の整備

4 社会教育施設の職員研修の充実

- 職員研修の充実
- 専門的な研修会への職員の派遣

7 地域の教育力の向上

1 家庭、学校、地域社会の連携の推進

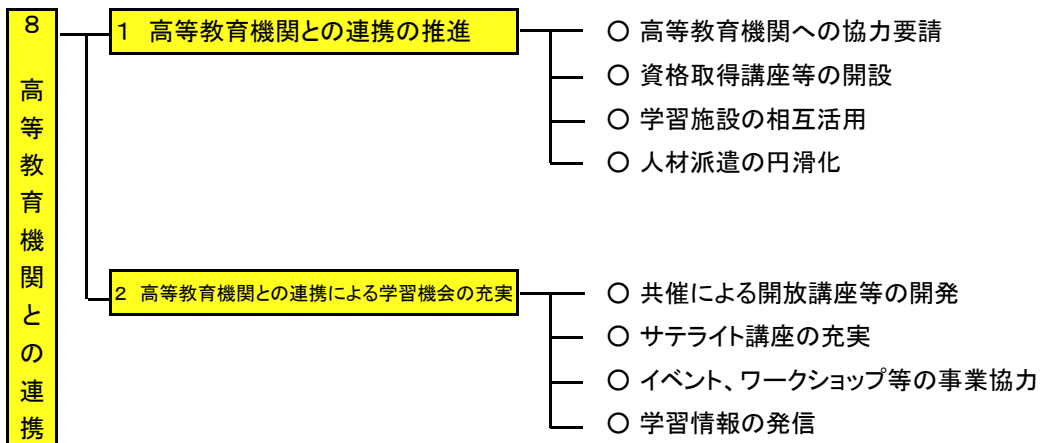
- 子どもサポート委員会の活動の支援
- 庁内検討組織の充実
- 地域ぐるみ教育のためのネットワークの整備

2 教育機関における地域人材の活用

- 地域人材の積極的な活用
- 地域における学校支援

3 地域の教育資源の活用

- 地域の教育資源を生かした学習機会の提供と充実
- 地域の施設の相互利用
- 地域の行事等への参加促進



第 2 章 生涯学習基本計画（後期計画）

第 1 節 生涯学習を推進する体制の充実

生涯学習は、急激に変化する社会に対応して知識や技能を学び、自分に合った生き方を見出すための、個人の自発的な学習活動であるといえます。

行政には、市民一人ひとりのこうした学習活動を、継続的に支援することが求められ、そのためには、市の関係課・関係機関が連携を図り、全ての職員がこれまでの行政の枠組みにとらわれず、より高い視点から事業を見直すことが重要です。

前期期間中に実施した生涯学習に係る庁内事業調査をみると、生涯学習に対する職員の理解は着実に進んでいます。また、平成 20 年度に実施した市民意識調査によると、生涯学習の市民の周知度は 80% に達しています。今後は、市民との協働という視点を加え、生涯学習施策を推進していく方策や体制を検討し、整備を進めます。

施策

- 1 総合行政としての生涯学習の推進
- 2 市民の学習ニーズの把握
- 3 地域の生涯学習の推進
- 4 学習内容・学習方法と学習システムの充実

1-1

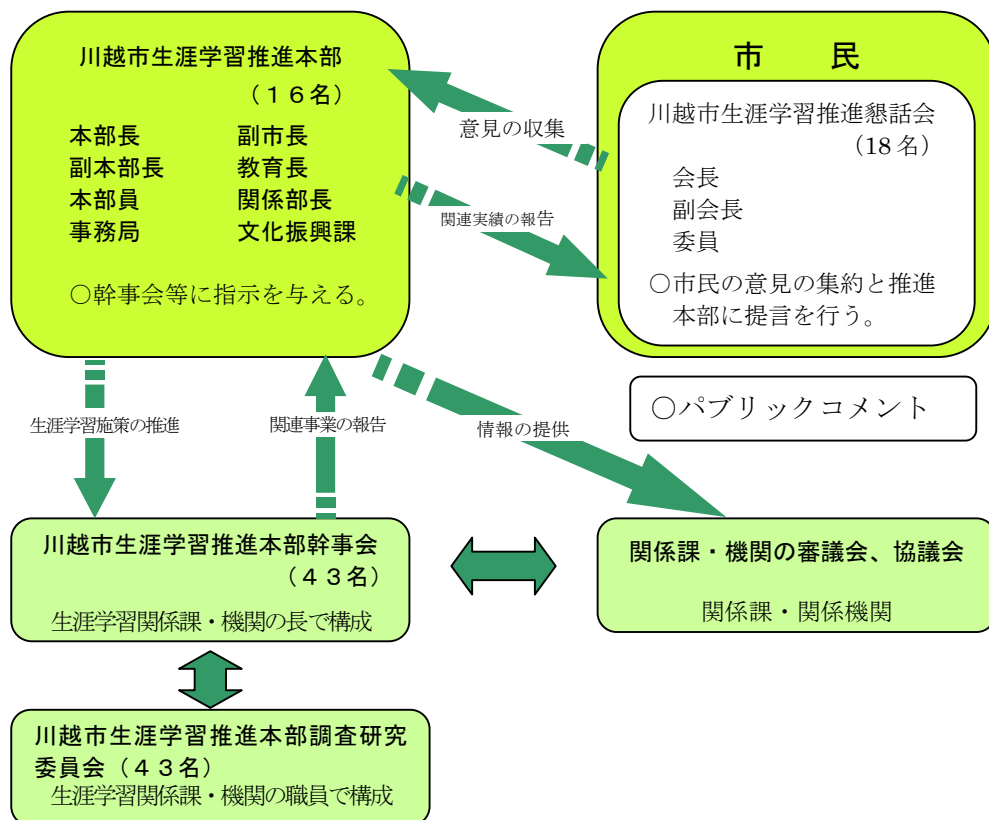
総合行政としての生涯学習の推進

市民一人ひとりの生涯学習活動を支援するためには、市の関係課・関係機関が連携を図り、これまでの行政の枠組みにとらわれず、より高い視点から事業を見直すことが重要です。

また、今後は市民との協働による事業等を展開することを視野に入れ、情報交換や相互交流を充実させ、市民が参加しやすいような仕組みを構築していく必要があります。

そのため、市職員の意識啓発や資質向上に努めるとともに、柔軟で総合的な行政運営を進めていきます。

- 職員への意識啓発
- 生涯学習の関係課・関係機関との調整
- 協働のしくみづくりのための体制整備
- 生涯学習推進本部の充実
- 生涯学習推進懇話会の充実
- 高等教育機関や民間事業者等との連携強化



1-2

市民の学習ニーズの把握

市民の学習ニーズを把握するためには、市民の学習に対する考え方や行動の具体的な傾向を知ることができる意識調査が必要です。調査により、市民一人ひとりがどのように情報を入手しているのか、どのような内容に関心があるのかなど、学習機会を提供する行政にとっては必要不可欠な情報を得ることができます。

市民が、生涯にわたって学習活動を行いやすい環境の整備に必要な、条件整備の方向性や具体的な学習内容・学習方法を捉えていくため、定期的な各種調査活動を進めます。

○生涯学習に係る市民意識調査の実施

○学習ニーズを把握するための調査研究

○専門的な能力を高めるための研修会の実施

1-3

地域の生涯学習の推進

市民の地域での学習活動を活発にするためには、自治会や地域の活動団体などを基盤とした体制づくりを支援し、促進することが必要です。

地域における生涯学習の推進役として学習ボランティアを活用する、生涯学習推進モデル地区を設定するなど、地域全体で生涯学習に取り組むことができるような新たな方策を検討し、地域の生涯学習活動の活発化を図ります。これにより、地域の人々が安心して生き生きと暮らせるコミュニティ*の形成を推進します。

また、市民にとって最も身近な学習施設である公民館を、更に利用しやすいものとするよう見直しを図ります。

- 自治会等、地域を基盤とした生涯学習推進の組織づくりの検討
- 生涯学習推進モデル地区の指定
- 生涯学習アドバイザー*制度の導入
- 地域で活動する市民団体等の把握
- 関係機関との連携強化
- 身近な学習施設としての運営の見直し

*コミュニティ…地域社会。一定の地域に居住し、共属意識を持つ人々のことを指すこともある。

*生涯学習アドバイザー…自分の持っている知識や技術をいかし、市民の生涯学習を支援していくために指導・助言できる人。

1-4

学習内容・学習方法と 学習システム*の充実

生涯学習は、必要に応じて行われる市民の自発的・主体的な学習活動です。そのため、一人ひとりが自分のライフスタイルに合わせて継続的に展開されることが望まれます。

また、学習の方法についても人それぞれのスタイルがあると考えられます。一人ひとりが自分に合った学習方法を選択し、それを実行していただける環境を整えることが必要です。これは学習内容についても同様のことがいえます。

社会環境が変化し、市民の学習活動はますます多様化が進むと考えられます。これに対応するため、企画段階での市民参加も含め、学習内容・方法を検討し、それらを体系化して提供できるよう研究を進めます。

○学習内容の充実

○学習形態・方法の改善

○学習レベルに合わせたシステムの開発

○企画・運営への市民参加

○図書資料、視聴覚資料などの基礎資料の整備・充実

○学習評価システム*の整備

*学習システム…講義、自主的なグループ活動、個人学習など、学習活動をしていくための方法。

*学習評価システム…学習した成果を市町村や一定の公的機関が評価すること。現状では、講座受講時間に応じて、市町村が生涯学習ボランティアなど一定の資格を与えるなどの例がある。

第2節 学習情報のネットワーク化と学習相談体制の整備・充実

学習を始めようとする場合、まず必要になるのが学習情報です。近年の情報通信技術の普及により、必要な情報がいつでも、どこでも、手に入るようになりました。本市の公式ホームページも提供情報が充実し、市民に身近な情報源としてアクセス件数が増加しています。また、前期期間中には、公共施設予約システムが稼働し、インターネットで自宅にいても公民館や体育施設などの予約が可能になりました。今後は更に、対象施設を増やしていく予定です。

しかしながら、一方ではインターネットを利用できない市民の方々もいます。このため、必要な情報をだれもが得られるよう、市民の立場に立った多様なメディア*による情報提供に努める必要があります。また、もっと身近な情報が欲しいとの要望も寄せられていますので今後は地域の情報を充実させていきます。また、情報の提供に際しては、個人情報の保護に十分配慮していきます。

施策

- 1 生涯学習情報ネットワークシステム*の整備・充実
- 2 多様なメディアによる情報提供
- 3 ライフステージに応じた情報提供

2-2

多様なメディアによる 情報提供

市民が学習情報を入手する媒体は、主に市広報紙や公民館だより等の館報、パンフレット、チラシ等の印刷物に加えて、近年、急速に普及したインターネットも主流となりつつあります。

特に、インターネットはパソコンや携帯電話から、いつでも必要なときに接続でき、情報を得られるため、利用者も増えていることから、ホームページなどの内容の更なる充実が求められています。

各メディアの特性を生かし、印刷物、ファクシミリ、インターネットなど、多様な方法による学習情報の提供に努めます。

○情報提供メディアの充実

○生涯学習施設の情報提供

○生涯学習情報誌の充実

○ケーブルテレビの活用

2-3

ライフステージに応じた 情報提供

情報提供を効果的に行うには、学習情報を必要とする市民に合わせた手段・方法に配慮することが必要です。

現在は急速な情報化の進展により、情報の弱者*が生まれている状況にあります。

学習情報を市民に積極的に提供していくことは、生涯学習の推進にとって重要な役割を持っています。そのため、効果的な情報提供システムの整備を図る上で、ライフステージに合わせた学習情報の提供方法の研究を進めます。

○青少年への情報提供

○成人への情報提供

○高齢者への情報提供

○障害のある人への情報提供

*情報の弱者…情報化の進展は、人々に多くの恩恵をもたらす一方、情報通信機器の扱いに慣れない高齢者など、高度化された情報になじめない人たちも生み出す。

2-4

学習相談体制の整備・充実

新たに学習を始める人にとって、最新の学習情報を入手でき、適切なアドバイスがもらえる相談システムが整備されていれば、自分の興味・関心にあった学習を選択することができます。

また、少しでも不安を持つ学習者にとっては、自分が抱えている不安要素を払拭できるなど、学習相談は重要な役割を果たします。

市民の求めに応じた学習内容や学習方法について適切な助言・指導ができるように、学習相談体制の整備・充実に努めます。

○学習相談体制の整備・充実

○個人学習を支援するための参考
図書整備・充実

○生涯学習情報ネットワークシステムとの連携

第3節 生涯学習を推進する拠点施設の整備

市民の生涯学習を支援する公共施設の整備は、第二次生涯学習基本計画（前期計画）に引き続き推進します。

前期計画期間では、平成20年には、高階公民館が移転改築され高階市民センターとして開設されました。また、平成21年には名細公民館が同じく移転改築され名細市民センターとして開設されました。これらの公民館は従来の公民館にない軽体育室や多目的室が整備され、新たな学習環境の整備が進みました。また、図書館については高階図書館が新設され図書館サービス網の整備が進みました。今後も、生涯学習活動の一層の充実を図るため、学習施設の整備を進めます。

施策

- 1 生涯学習施設のネットワーク化の推進
- 2 人にやさしい施設づくり
- 3 生涯学習を推進する中心施設の整備
- 4 生涯学習センター、教育センターの機能の研究
- 5 公民館の整備・充実
- 6 図書館サービス網の整備・充実
- 7 博物館の整備・充実
- 8 美術館の整備・充実
- 9 集会所の整備・充実
- 10 青少年施設の整備・充実
- 11 文化施設の整備・充実
- 12 市民活動支援施設の整備・充実
- 13 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実
- 14 高齢者福祉施設の整備・充実
- 15 健康増進のための施設の整備・充実
- 16 女性の活動拠点の整備・充実
- 17 公園等の整備・充実
- 18 学校施設・余裕教室の活用
- 19 民間施設の活用
- 20 利用方法と運営の体系化

3-1

生涯学習施設の ネットワーク化の推進

市民一人ひとりの多様な学習活動は、すべて生涯学習と位置付けることができます。

市の関係課・関係機関をはじめ、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設やスポーツ施設、民間事業者や高等教育機関がさまざまな形で学習機会を提供しています。

市民の学習活動を支援するこれらの施設は、すべて「生涯学習施設」としてとらえ、今後もさまざまな分野でネットワーク化を推進します。

○生涯学習関連施設の相互利用と情報交換の推進

○民間施設との情報交流

3-2

人にやさしい施設づくり

学習施設は特定の利用者だけを受け入れるのではなく、だれもが気軽に立ち寄ることのできる空間であることが求められます。

障害のある人や高齢者にとって利用しやすい施設は、だれにでも利用しやすい施設であるといえます。また、乳幼児を持つ親への配慮など、どの世代でも利用しやすい施設機能が期待されます。

施設設置にあたっては、ユニバーサルデザイン*の考え方にに基づき、安全やゆとり、緑地空間の確保にも配慮した、だれにでも親しまれる施設づくりを進めます。

- 施設利用を促進するための環境の整備
- 環境にやさしい施設づくり
- 人にやさしい施設づくり
- 公共施設の緑化の推進



川越小学校の壁面緑化事業

*ユニバーサルデザイン…すべての人にできるだけ利用可能であるように配慮したデザインや考え。

3-3

生涯学習を推進する 中心施設の整備

○生涯学習センター設置の推進

市民の多様な学習要求にこたえるための諸施策を効果的に推進するには、現在ある公民館や図書館、博物館などの社会教育施設、社会体育施設、民間の施設、高等教育機関等に加えて、中心となる施設の設置が不可欠です。生涯学習推進の総合的な調整及び支援をしていくための中心施設として、生涯学習センターの設置を推進します。

3-4

生涯学習センター機能の研究

○生涯学習センター機能の研究

○類似施設の調査・研究

平成15年に川越市生涯学習センター建設検討委員会から受けた答申では、生涯学習センターの主な役割として次の4つがあげられています。

第一に生涯学習に関する情報センター・相談センターとしての役割、第二に市民の多様な学習活動を支援する学習センターとしての役割、第三に学校教育と社会教育の連携・融合に向けた研修センター・研究センターとしての役割、第四に、指導者やボランティアの養成センターとしての役割です。

この答申に基づき、生涯学習センターの機能の推進を進めます。

3-5

公民館の整備・充実

○公民館の設置

○既存公民館の整備・充実

公民館は市民に最も身近な学習施設として、多くの市民に利用されています。しかし、市民の日常生活圏における学習機会を保障していくためには、市域の広さを考慮すると、まだ十分な設置状況とはいえません。そのため、本庁、出張所区域と中学校区を勘案しながら、未設置地区については早期に公民館の設置を図ります。

公民館の新設にあたっては、市民の生涯学習活動の高まりや多様化を考慮し、時代の要請にこたえられるよう整備に努めます。

既存の公民館についても、利用しやすい施設を目指し、整備を進めます。

3-6

図書館サービス網の整備・充実

図書館は、公民館とともに最も市民の利用が多い施設です。図書や視聴覚資料などの貸し出しだけでなくお話し会、講演会、映画会などの事業も行っています。

また、視覚障害者向けに対面朗読や録音資料の製作、貸し出しなども行っています。

今後は、広域行政の中での役割も果たしながら、「川越市図書館サービス網計画」に基づき、市民が身近な場所でサービスを受けることができるよう、図書館サービス網の整備を進めてまいります。

併せて、市民の図書館利用をさらに促進するため、サービス内容の一層の充実を図ります。

○図書館分館とのネットワーク化の推進

○障害のある人や高齢者へのサービスの充実

○広域的なネットワークの構築

○大学等の図書館との連携・協力の推進

中央図書館の事業

3-7

博物館の整備・充実

博物館は、川越市の歴史と文化が総合的に理解できる施設として平成2年の開館以来、多くの市民や観光客に親しまれています。今後は、多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを図るとともに、収蔵システムやスペースを検討し、収蔵機能の充実を図ります。

また、文化財及び観光拠点施設としての機能を継承していくため、関係機関との連携を図り、現在博物館が管理する川越城本丸御殿や蔵造り資料館の整備をはじめ、市内に残る歴史的な遺産をどのように継承し、市民に公開していくのかなどを検討し、文化財の有効な活用を図ります。

- 常設展示の見直し
- 収蔵機能の充実
- 博物館機能の充実
- 情報提供機能の充実
- 関係機関、施設との連携

市立博物館



3-8

美術館の整備・充実

美術館は平成14年の開館以来、常設展示、特別展示をとおして、郷土ゆかりの作家・作品などを中心とした優れた芸術作品に、だれもが親しむことのできる、身近な文化施設を目指しています。

今後も市民が、質の高い、多様な芸術文化に触れる機会を設けるとともに、生涯を通じ、積極的に学習・表現等に取り組む創作・発表活動を支援します。

○芸術文化活動の充実

○啓発活動の推進

○美術品の収集

○川越の美術に関する調査



美術館での展示の様子

3-9

集会所の整備・充実

集会所は、同和問題の解決を図るため、対象地域住民の教育の機会均等などを保障し、教育・文化の向上と地域住民の同和問題に対する正しい理解と人間関係の改善を通して、明るい地域づくりを進めるために設置された社会教育施設です。

今後も利用者にとって利用しやすい施設となるように、施設の整備・充実に努めます。

○集会所の運営管理の充実

○施設の整備・充実

3-10

青少年施設の整備・充実

○児童館*、児童遊園の整備・充実

○青少年施設の整備・充実

児童・生徒期は、学校での学習だけでなく、仲間づくりや自然・社会の中で多様な体験をしていくことが求められます。

また、青年期は真の自立に向けて、孤独に陥りやすい時期でもあり、仲間との語らいや交流、学習活動は欠かすことができません。

このような学習活動を保障していくためには、子どもころから自主的な活動ができる拠点施設として児童館*が必要であり、青年期には音楽、スポーツなどができる機能を有する施設が求められます。そのため、青少年期の活動を支援できる施設の設置を検討します。

*児童館…児童福祉法第40条に定められている児童福祉施設。児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを設置の目的としている。

3-11

文化施設の整備・充実

○既存の文化施設の整備・充実

○地域振興ふれあい拠点施設の整備

文化は、その地域の住民の生活に根ざしたものです。歴史や風俗、文化財などの過去からの財産だけでなく、絶えず新しい文化が生み出されています。

市民の文化活動を支援していくためには、既存の施設の活用を検討することと同時に、活動の発表やグループの交流などの目的に応じて利用しやすい機能を持った施設の整備が必要です。

地域住民の文化活動を通して、住民同士はもちろん、住民と行政とのコミュニケーションを深め、まちづくりを推進していくという観点から、文化施設の整備・充実に努めます。

3-12

市民活動支援施設の 整備・充実

生活の質の向上と心の豊かさを求める市民の意識は高まりを見せています。個人あるいはグループによる市民の活動が、さまざまな分野で盛んに行われているところからも、そのことがうかがえます。

活動の形態は市民一人ひとり異なるため、機会の提供や場の確保など、行政に求められるものも多岐にわたります。そのような中で、できるだけ多くの市民が文化・芸術に親しみ、自主的な活動にも参加できるよう、更に支援していく必要があります。既存の施設はもちろん、新たな施設の建設も視野に入れ、市民のニーズに応じた施設整備を進めます。

○地域振興ふれあい拠点施設の整備

○コミュニティ施設の整備・充実

○活動拠点の整備・充実

3-13

スポーツ・レクリエーション 施設の整備・充実

健康の保持・増進、心身のリフレッシュのためには、スポーツ・レクリエーション活動は欠かすことができません。集団で行うスポーツなどは、技術的な向上だけでなく、コミュニケーションを深め、協調性を学ぶ機会ともなります。

幼児期には、遊び場で自然と触れ合い、児童・生徒期では学校体育の中で基礎体力をつけ、青年期では自分にあったスポーツ活動に出会うことが期待されます。成人期、高齢期では、健康を保持・増進するため、自分のライフスタイルの中で、それぞれのレベルにあったスポーツ活動に取り組むことが求められます。

競技会等を開催できるスポーツ施設は少しずつ増えていますが、市民が身近な場所で気軽にスポーツ活動を行えるよう、地域の拠点づくりを進めます。

また、日常的な体力づくりが、市民の健康保持・増進につながるという視点も考慮し、健康づくりのできる公園やレクリエーション施設等の整備を推進します。

- 地域スポーツの拠点づくりの推進
- 既存施設の整備・充実
- 学校体育施設の開放
- 施設利用の効率化
- 施設設置におけるレクリエーション支援機能の導入
- 日常的な運動のできる施設等の整備
- 温水利用型健康運動施設を核としたなぐわし公園の整備

3-14

高齢者の生きがい増進のための施設の整備・充実

○既存施設の整備・充実

○生きがいづくり・ふれあい交流の拠点整備

日本人の平均寿命は、世界でも最高水準に達しており、老後の生活が長くなるとともに、核家族化の進行により、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加しています。本市の高齢化も年々進行しており、いわゆる団塊の世代*が高齢者となる平成24年ごろから、急速に進むことが予測されています。

このような社会環境の変化のなか、高齢者が心豊かに暮らしていくためには、安心して生活できる環境や必要に応じて学習できる環境を整備し、充実させることが必要です。

高齢者の、健康で自立した活動を援助するための施設として、総合福祉センター（オアシス）、老人福祉センター、老人憩いの家などがあり、さまざまな活動が行われています。このほかに自治会が設置している集会所なども高齢者の活動に利用されていることを考慮し、今後、学習文化施設等を設置する際に、高齢者が利用しやすい機能を確保するよう努めます。

*団塊の世代…1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。作家の堺屋太一が名付けたもの。

3-15

健康増進のための施設の整備・充実

健康を保持することは、生涯を通じての重要な課題といえます。現在は身体的な疾患だけでなく、情報化の発展によるストレスや、他人とのコミュニケーションによるストレスなど、精神的な疾患が拡大しています。

健康を保持するためには、まず医療と結びついた健康管理が求められます。保健・医療・福祉の拠点である総合保健センターと公民館・関係施設とが連携し、市民がいつでも健康に関する学習ができるような機能の整備・充実を図ります。

また、身近な場所で手軽に体を動かすことで、心身のリフレッシュ、健康の保持、増進が図れるよう、既設の公園に健康運動施設等の設置を進めます。

○総合保健センターの整備・充実

○健康づくりを支援する機能の充実

○既設公園への健康運動施設等の設置

3-16

女性の活動拠点の
整備・充実

- 男女共同参画推進施設の整備・充実
- 学習活動支援機能の充実

男女がお互いの人権を尊重するとともに責任を分かち合い、あらゆる分野でその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が望まれています。

女性の意識の変化や高学歴化に伴い、学習活動の内容は、趣味・教養にとどまらず、自分の生き方を考えたり、地域のリーダーとして知識・技能を身に付けたり、高度な職業技術を習得したりといったものに意欲の高まりが見られます。

社会・経済・文化への貢献についても、女性に対する期待は大きいものがあります。

その一方で、社会制度や慣行などに、まだ不平等感が残っているのも事実です。こうした中で、女性が、あらゆる分野において持てる能力を十分に発揮し、充実した生活を営むとともに社会の発展に更に貢献できるよう、女性の学習活動や交流活動を支援する施設の整備を進めます。

3-17

公園等の整備・充実

子どもたちが野外で遊ぶ姿が少なくなっています。その要因の一つとして、都市化や人口の増加とともに、私たちのまわりから空き地や雑木林が減少していることがあげられます。世代を越えて自由にコミュニケーションができる場、憩いの場、健康づくりの場として、都市公園や緑地を整備していくことが、自然と人間が共生する社会を考える上で必要であるという認識に立ち、その取り組みを進めます。

○自然環境を活用した公園の整備

○歴史的遺産を活用した公園整備

○雑木林等の保全と活用

○安全で魅力のある公園整備

3-18

学校施設の活用

○余裕教室の活用の推進

○学校施設の利用計画の調査研究

近年、少子化により児童生徒数は減少していますが、一方で少人数学級の編成や少人数指導も積極的に行なわれ、余裕教室のあり方が変化してきています。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であると同時に地域コミュニティの拠点となる施設でもあり、社会体育などの地域活動に体育館や校庭が積極的に利用されています。

今後、少人数学級が拡大が予測されますが、教室数に余裕がある場合については、社会教育施設など地域の実状やニーズに応じた活用が期待されています。

3-19

民間施設の活用

文部科学省は、「生涯学習は多様な領域を対象としているため、民間の活力も十分に生かしていくことが、生涯学習の振興に結びつく」という方針を打ち出しています。公的な施設で実施されている学習機会に満足できない学習者は、自らの負担により民間施設を活用している事例が増えています。会場使用についても公共施設では対応できない場合には、民間施設を活用していくなどの流れも定着しつつあります。健康を維持するためのスポーツ活動も盛んになり、公的なスポーツ施設も飽和状態にあります。そのため、市内にある企業の体育館の開放を一定条件のもとで促進していくことなども課題となります。

また、地域における生涯学習を推進するため、市民の身近な施設として設置されている自治会集会所の積極的な活用を図ります。

- 民間学習施設等の把握と情報提供
- 公共施設と民間施設との連携の模索
- 地域全体の施設の活用システムづくり
- 自治会集会所の活用

3-20

利用方法と運営の体系化

○施設の利用状況の把握と情報提供

○施設の利用手続きの共通化・一元化

○利用しやすい施設の運営管理

公民館などの生涯学習施設は、市民に学習の機会を提供し、主催事業に支障のない範囲で、市民の活動のために施設を貸し出しています。

市民の施設利用については、施設予約システムが稼動し、利用状況の情報提供ができるようになりました。一方で、スポーツ施設においては、多数入力をし、結果として、利用しないという矛盾点も指摘されています。

施設の運営管理については、直接管理、施設管理公社への委託等がありますが、指定管理者制度*の導入も含めて、市民の安全性の確保や運営の効率化という観点から、これらの課題について総合的に検討します。

*指定管理者制度…地方自治法の一部改正により、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、民間業者等にもさせることができるというもの。

第4節 ライフステージに応じた学習機会の充実

人生の各時期において、発達段階に合わせて学ぶことの重要性は、第二次生涯学習基本計画（前期計画）でも強調してきました。生涯にわたる学習活動を推進するため、現在、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設では各種の講座を開設しています。前期計画期間中においては、特にシニア世代の学習機会をさらに充実するためシニア大学等の講座の開設、充実に努めてきました。また、知識と経験を生かして社会に貢献いただく「市民講座」を市と市民との協働により開設しました。

平均寿命が80歳を超える現在、市民一人ひとりの人生も多様化し、発達段階に応じた学習機会の充実とともに、いつでもどこでもだれでもが学べる環境づくりが求められています。行政による学習機会の提供に限りがある中で、市民との協働による学習機会の提供・充実に努めます。



シニアカレッジ「ふるさと塾」

施策

- 1 子育ての学習機会の充実
- 2 児童・生徒期の学校外活動の充実
- 3 青年期の学習機会の充実
- 4 成人期の学習機会の充実
- 5 高齢期の学習機会の充実
- 6 世代間交流の推進

4-1

子育ての学習機会の充実

核家族化が進行し、身近に相談相手がおらず、また、祖父母からの知識や知恵が若い世代へ継承されにくい現代では、子育てに対する不安を抱えている人が増えています。

育児の悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親の学習の機会を充実するとともに、子育て中の家庭と地域とをつなぐため、地域の子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。

また、自然や人との触れ合いの中で、子どもの豊かな人間性をはぐくむことができるよう、子育て中の親や地域住民に、子育てに関する情報や学習機会等を、積極的に提供していきます。

- 子育てに関する学習機会の充実
- 親子で参加できる学習機会の充実
- 子育てへの父親の参加促進
- 幼稚園・保育園・小学校等の連携
- 講演会等の開催と子育て環境づくりの推進

4-2

児童・生徒期の学校外活動の充実

児童・生徒期は人間形成の基礎を培う重要な時期です。一人ひとりの児童生徒が、豊かな人間性や確かな学力を身に付け、生きる力を自ら育んでいけるよう、支援していくことが、周囲の大人の大切な役目といえます。

そのため、学校教育を充実させることはもちろんですが、家庭や地域社会で行われる多様な学校外活動の充実を図ることも不可欠です。

さまざまな体験を通して、子どもたちの個性や創造性は伸びていきます。また、異世代との交流による心のふれあい、日本文化や地域を知ることにより、新たな意識が芽生え、生きる力が育まれることが期待されます。今後、学校との連携も更に進め、学校外活動の充実に努めます。

- 異年齢層との交流の推進
- 親子参加の学習機会の充実
- 子ども会活動の促進
- ジュニアリーダー*の養成
- 地域での体験学習の充実
- ボランティア活動の充実



ジュニアリーダースクールの様子

*ジュニアリーダー…子ども会活動を指導する中学生から高校生までの年少指導者。

4-3

青年期の学習機会の充実

青年期は自分の生き方を模索するときであり、友だちや他の世代などとの触れ合いを通して自分を磨く時期です。青年同士の交流や青年を中心とした異世代との交流を活発にするため、コミュニケーション機能や音楽・スポーツ活動ができる施設機能などの充実を図りながら、個人の新たな可能性が発見できるような学習機会の提供を進めます。

また、青年の持っている学習意欲や能力を地域に生かすため、青年の地域活動や社会参加を促進します。

○社会参加の促進

○資質を高めるための学習機会の充実

○青年期の新たな学習機会の開発

○地域活動の推進

○国際交流活動の推進

○コミュニケーションの場の提供

4-4

成人期の学習機会の充実

成人期の学習ニーズは、職業に関連するものから生きがいを追求するためのものまで、年齢層も幅広いだけに、他の世代と比較して最も多岐にわたっています。また、家庭や社会を支える中心であり、それだけ多くの課題を抱えているといえます。

多様な学習の領域に加え、内容も入門的なものから高度なレベルのものまでこたえるためには、市の関係課・関係機関の学習機会の提供だけでは、十分とはいえません。そのため、高等教育機関などと連携を図り、学習機会の開発を更に進める必要があります。また、課題の解決が促進されるよう、家庭教育や地域社会にかかわる学習の情報や機会の提供も積極的に進めます。

- 成人期の課題に対応する学習機会の充実
- 家庭の変化に対応した学習機会の充実
- 健康に関する学習機会の充実
- 地域社会とかかわる学習機会の充実

4-5

高齢期の学習機会の充実

高齢期は、家庭や地域社会の中で健康を維持しながら暮らしていくとともに、自らがこれまで培ってきた知識や技術を社会に還元していく時期でもあります。高齢者が知識や技術を地域に提供し、役立てることは、自らの生きがいにもつながり、より充実した高齢期を過ごすことができます。

しかし一方で、社会の変化は激しく、科学技術の急速な発達など、これまで得た知識と時代とのズレも生じています。そのため、社会の変化に合わせて高齢者自らが学ぶ必要も生まれてきています。

高齢者が主体となり、課題に対処するための学習機会の充実に努めます。

- 高齢者の主体性が発揮される学習機会の充実
- 地域での学習活動の充実
- 異世代との交流活動の推進
- 健康や介護予防に関する学習機会の充実
- 社会の変化に対応するための学習機会の充実

4-6

世代間交流の推進

核家族化の進行により三世同居世帯が減少し、地域とのかかわりも希薄化している昨今、家庭や地域で異世代と触れ合うことや交流する機会が少なくなっています。

このため、地域文化の継承が難しくなってきたり、お互いの価値観を理解しあえずトラブルが起きたりなど、さまざまな面で少しずつ影響が出始めています。

このような状況の中で、世代間の交流を推進することは、心の触れ合いや相互の理解を深めるだけでなく、地域社会では異なった世代の人たちがともに暮らしているのだという認識をはぐくむことができます。そのため、学校教育や学校外活動の中で積極的に世代間の交流の機会を提供します。

- 世代間交流を進めるための学社連携の推進
- 地域社会における異世代との交流の推進
- ボランティア活動と異世代交流の推進

まこも作り



第5節 社会の変化に応じた学習機会の充実

社会の変化は、急激にまた複雑化して進んでいます。第二次生涯学習基本計画（前期計画）でも取り組んできた少子高齢化、情報化、国際化、環境問題、人権問題などの現代的な課題については、ますます学習の必要性が増えています。また、地域や生活に即した多くの課題が新たに発生しています。

社会が急速に変化する中で、個人が社会と調和していくためには学習が不可欠であり、社会の変化に合わせた多様な学習機会の提供が求められています。

前期計画期間中において市民との協働により開設した「市民講座」など、更に多様な講座の開発を進めます。

施策

- 1 健康を保持・増進するためのスポーツ活動の充実
- 2 健康を保持・増進するための学習機会の充実
- 3 自然との共生感をはぐくむための学習機会の充実
- 4 国際人を養成するための学習機会の充実
- 5 情報活用能力を高めるための学習機会の充実
- 6 ノーマライゼーションの実現に向けての学習機会の充実
- 7 人権教育の充実と人権意識を高めるための学習機会の充実
- 8 少子化社会に対応するための学習機会の充実
- 9 男女共同参画社会の実現に向けての学習機会の充実
- 10 家庭の教育機能を高めるための学習機会の充実
- 11 賢い消費者としての資質を身に付けるための学習機会の充実
- 12 歴史文化の継承
- 13 芸術文化活動の機会の充実
- 14 ふるさと学習の充実
- 15 安全安心なまちを実現するための学習機会の充実

5-1

健康を保持・増進するための スポーツ活動の充実

人生80年という長い時間を有意義に過ごすためには、心身ともに健康であることが基本となります。身体を鍛え、健康を保つには生涯スポーツへの積極的な取り組みが必要です。

スポーツは体を動かすという、生来人間が持っている欲求にこたえるだけでなく、爽快感、他者との連帯感等の精神的な充足、楽しみや喜びを与えてくれるなど、心身両面に働きかけることができるため、健康づくりや生きがいづくり、文化の創造の面でも有効な施策となっています。

スポーツの持っているコミュニケーション機能などを大事にしながら、一人ひとりの心身の健康を保持・増進するため、生涯スポーツを推進します。

- 市民の健康づくりの推進
- 各種スポーツ教室等の開催
- 指導者の養成と人材の発掘
- 競技スポーツの誘致



生涯スポーツフェスティバル

5-2

健康を保持・増進するための 学習機会の充実

健康の保持は、一人ひとりが毎日生きていく上で最も重要なことであり、基本となるものです。それぞれのライフスタイルや成長・発達の段階を考慮し、食生活をはじめ、生活習慣を改善し、生活習慣病予防など、健康にかかわる学習を進めていくことが必要です。

家庭や職場、地域社会で人とかかわることにより生まれる精神的なストレスに対して、また、コミュニケーションのあり方や自己表現などを含めて、精神的な面からも健康の保持や増進を図るための学習機会の充実に努めます。

- 健康教育、健康相談の推進
- 高齢者教養講座等の充実
- 食育・健康づくりに関する学習機会の充実
- メンタルヘルス*事業の推進
- 学校給食における食生活指導の推進

*メンタルヘルス…医学的には「精神保健」、一般的には「心の健康」と訳される。

5-3

自然との共生感をはぐくむ ための学習機会の充実

人間は、地球というかけがえのない自然の中で暮らしています。人口規模が拡大し、生活の利便性を追求するための開発が急激に進んでいる今日、自然界のバランスが少しずつ崩れ始めています。

全世界共通の課題である環境保全や自然保護には、まず私たち一人ひとりが自らの生活を見直し、人間と自然とが共生していくことを学び、理解し、実践することが求められます。

そのため、幼児期では動植物の生態に直接触れること、児童・生徒期では動物の飼育、自然観察や農業体験などを通して自然と人間とのかかわりを学ぶなど、成長や発達の段階に応じて、自然との共生感をはぐくまれるような、学習機会や学習情報の提供に努めます。

- 人と自然環境の共生を図るための情報の提供
- 環境教育の充実
- 市民による身近な環境調査の充実
- 子どもの自主的な活動への支援
- 環境に関する学習機会の充実
- 農業体験学習の充実

こどもエコクラブの活動



5-4

国際人を養成するための 学習機会の充実

本市に暮らす外国籍市民の数は年々増加しています。出身国も広範囲にわたり、地域社会の中でさまざまな文化が混在しています。地域に暮らすすべての市民が理解し合い、尊重し合う環境を創出するためには、相互の文化を理解するだけでなく、自国の文化を知り、積極的に相手に伝えていくことが必要です。

そのため、国際理解教育やコミュニケーション能力を高めるための語学学習などを進め、国際人としての資質をはぐくみ、地域の国際化に対応します。

また、外国の人々との共生という観点から、日本語学習の機会の提供や生活情報の提供を進めます。

- 国際理解教育と国際交流事業の推進
- 海外の自治体との国際協力の推進
- 外国籍市民の行政への参加機会の提供
- 外国籍市民への学習機会・生活情報の提供
- 国際交流ボランティアの育成
- 国際交流と異文化理解講座の充実
- 姉妹都市や外国に関する資料の充実



姉妹都市交流の事前研修会

5-5

情報活用能力を高める ための学習機会の充実

○市民向けパソコン講座の充実

情報化の流れは、家庭にも波及し、特にコンピュータの普及は一気に加速しました。コンピュータは多様なネットワークと結ばれ、世界中からリアルタイムでさまざまな分野の情報を受信できます。しかも、受信だけでなく、自分自身のメッセージを世界に向けて発信することも可能な双方向のシステムであり、利用者也拡大しています。

コンピュータを中心とした情報化は、生活の一部として組み込まれ、特に、パソコンへの学習要求は高くそれに対応するために継続的かつ均一な学習ができる場を提供していきます。



パソコン講座

5-6

ノーマライゼーションの実現に向けての学習機会の充実

ノーマライゼーションとは、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重し合い、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方で

す。高齢者や、障害のある人が地域社会の中で多様な学習活動に参加するためには、学習機会の充実とともにボランティアなどのサポート体制が必要です。

更に、健康で生きがいを持って生活するためには、生涯スポーツや生涯学習との連携が必要です。

ノーマライゼーションを実現し、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けて、啓発活動やボランティアの養成などを支援するため、学習機会の提供や交流活動を進めます。

- ノーマライゼーションを理解するための啓発と交流の機会の提供
- 学校教育におけるボランティア・福祉教育の充実
- ボランティア組織の育成とネットワーク化
- 障害のある人の社会参加の促進
- だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた学習機会の充実

5-7

人権教育の充実と人権意識を
高めるための学習機会の充実

人々が社会の中で生き生きと暮らしていくためには、差別や偏見のない、平和で思いやりのある明るい社会を築いていく必要があります。

そのためには、人権の尊重が平和の基礎であるということを踏まえ、人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育や啓発が不可欠です。

社会教育施設をはじめ、関係機関等との連携を深めながら、啓発活動や多様な場での学習機会を通して人権教育を推進します。

- 生涯学習における人権教育の充実
- 人権と平和の尊さを理解するための学習機会の充実
- 市民に対する人権・同和教育推進と啓発の充実
- 指導者の養成と指導体制の充実
- 自主的な学習活動の充実及び交流の推進

5-8

少子化社会に対応するための学習機会の充実

我が国の合計特殊出生率が過去最低を記録し、社会問題となっている少子化は、今後も一層進行していくと予測されています。本市においても例外ではありません。

このような社会に対応していくためには、これから親となる世代の人たちに対する支援体制を整備していく必要があります。

育児に対する不安を払拭し、安心して子どもを生み育てることができるよう、家族・地域等の協力を促し、社会参画への支援などの啓発に努め、子育ての喜びが感じられるような社会を目指し、学習機会の充実に努めます。

○地域等の子育て支援体制の整備・充実

○次世代への啓発や学習機会の充実

○子育てに関する意識改革、啓発の充実



両親学級の様子

今日、男女がお互いの人権を尊重するとともに責任を分かち合い、あらゆる分野でその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が望まれています。しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に根ざした社会制度や慣行などがいまだに残っていることも否定できません。

家庭や学校をはじめ、地域や職場などあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画でき、かつ多様な生き方が選択できるように、女性の自立を支援する学習、男女が互いの立場を理解するための学習を進めるなど、真の男女共同参画社会の実現に向けた学習機会の充実を図ります。

- 女性の自立を支援するための各種講座等の開催
- 家庭における男女共同参画の啓発
- 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

5-10

家庭の教育機能を高めるための学習機会の充実

最近の子どもたちは、少子化の影響もあり、兄弟・姉妹との生活を通しての体験や地域社会での集団活動の機会が減少しています。そのため、他人との関係を上手に築くことが難しいという子どもが増えています。

また、親子間のコミュニケーション不足や適切なしつけの不足など、家庭における教育機能の低下傾向は依然、続いています。

家庭が本来の教育機能を回復できるように、子育て等に関する学習機会を提供するとともに、PTA・子ども会育成会などの関係団体の協力も得て、家庭、学校、地域社会の連携を更に進めます。

- 子育てに関する情報と学習機会の提供
- 異年齢や世代間交流の推進
- 親子向け事業の推進
- PTA家庭教育学級の充実
- 保育ボランティアの養成



親子たこあげ大会

5-11

賢い消費者としての資質を身に付けるための学習機会の充実

人はさまざまな物を消費し、日常生活を送っています。行政における消費者問題も、物のない時代からバブル期を経て、多種多様に変化しています。

このような中で、消費者と事業者との間にある情報の格差を是正し、消費者一人ひとりが自己責任に基づいて合理的に行動ができるように、消費に関する情報や学習機会を提供します。

更に、賢い消費者となれるよう、家庭への啓発や学校における消費者教育を推進します。

- 賢い消費生活のための教育の充実
- 生活情報センターの整備・充実
- 環境にやさしい消費生活の推進
- 消費に関する相談体制の強化・充実
- 消費者グループの育成・支援

急激に都市化が進む中で、日本の伝統的な文化は徐々に薄れてきています。

川越市は埼玉県内でも多くの文化財を有する宝庫であり、これらの大切な文化財を将来に伝え残すためにも、その特徴を活かし、保存・活用していく必要があります。

観光の推進や地域コミュニティの強化などとも連動して、市民の理解と協力を得ながら、文化財の保存・活用と伝統的な文化の継承を図ります。



石原のささら獅子舞
(県指定無形民俗文化財)

5-13

芸術文化活動の機会の充実

市民一人ひとりが、関心のある芸術文化活動を進めていくことは、芸術文化が広がるだけでなく、活動を通して都市が生き生きとする、まちづくりの一つのきっかけとなります。

そのため、芸術文化にかかわる団体との連携などを視野に入れ、芸術文化活動を積極的に振興するための学習機会や、活動の発表の場を提供します。

また、優れた芸術文化作品を身近なところでだれでも親しむことができるよう、質の高い文化作品等を鑑賞する機会を提供します。

○芸術文化に関する学習機会の充実

○多様な発表の場の提供

○芸術鑑賞の機会の提供

○芸術文化の振興と質的向上

5-14

ふるさと学習の充実

○ふるさと学習の充実

○ふるさと情報の収集と提供

地域社会が活性化していくためには、そこに暮らす住民が自らの地域に関心を持つことが第一歩となります。学習を通して郷土を理解し、川越に愛着を持つことが次のステップとなります。このことが将来的には、まちづくりへの参加意識につながります。そのため、ライフステージの中で地域文化を体験するなど、「ふるさと学習」を推進していきます。

5-15

安全安心なまちを実現するための学習機会の充実

近年、犯罪の発生件数は全国的に多発傾向を示しており、本市においても同様の傾向が見られます。

犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりを進めるには、行政、警察、市民、事業者、関係団体等が連携を深めるとともに、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚が必要です。

そのため、児童生徒の発達段階に応じた防犯教育等の充実を図るとともに、大人や青少年に対する、規範意識の向上や防犯意識の高揚を図るための学習機会を提供していきます。

○防犯意識の高揚のための啓発

○家庭・地域における青少年健全育成の推進

○児童生徒の発達段階に応じた防犯教育の充実

○規範意識の向上のための学習機会の充実

○自主的な防犯活動の促進

第6節 多様な人材の養成と活用のネットワーク化の推進

生涯学習の機会を充実させるためには、よりよい指導者が必要です。また、新たな課題の学習には、新しい指導者が必要となり、社会変化の激しい現代では常に人材の発掘や指導者の養成が求められています。退職を迎えた団塊の世代が地域に帰り、培った知識、技術、経験を生かせるシステムの開発や地域での活動の場の確保のために前期計画期間中において、開設したシニア大学、市民講座等の充実に努めるとともに、新たなシステムの開発にも努めます。

施策

- 1 指導者・ボランティアの人材バンクの設置
- 2 学習ボランティアの養成と活動の場の確保
- 3 市職員・教育職員の派遣制度の整備
- 4 職員研修制度の整備

6-1

指導者・ボランティアの 人材バンクの設置

市民が生涯学習に取り組み、その成果をまちづくりに生かすためには市民一人ひとりが持っている能力を活用できるシステムの構築が求められます。特に従来の人材バンク*は指導者のみという考え方が定着していますが、市民一人ひとりの個性を生かすためには、ボランティアまで含めた多様な能力を有する人材を登録する必要があると考えます。そのため、人材バンクを設置し、あわせて人材活用のシステム化を進めます。

○人材バンクの設置

○人材の発掘

○人材バンクのPR

○相談システムの整備

*人材バンク…専門的な知識・技能を有する者を登録し、必要に応じてその者を紹介し、地域社会に還元する仕組み。

6-2

学習ボランティアの養成 と活動の場の確保

学習ボランティアとは、個人で学習した成果や職業人として培ってきた知識・技術を地域社会に還元しようとする人を指し、だれでもなることができます。また、その活動は指導者としてばかりでなく、生涯学習を始めようとする人のガイド役であったり、相談役であったり、既存の団体・クラブ・サークルに対してはコーディネーター役などを果たしたり、さまざまな役割が考えられます。

そのため、学習ボランティアの養成と活動の場の確保に努めます。

- ボランティアの活動の情報の収集と提供
- ボランティアの養成と活用
- ボランティア対象の研修会の実施
- 市民講座*の開催



子ども折り紙教室

*市民講座…川越市と市民（講座主宰者）が共催で開設する協働の事業。

6-3

市職員・教育職員の派遣制度の整備

市は、市民の生活に関連する多くを担当しており、それぞれの分野の入門的な学習については、市職員を指導者として活用することが可能です。すでに健康、福祉、環境など、いくつかの分野で、公的な機関の要請や自治会等の公共的な団体の要望に応じて市職員が指導者をつとめた実績があります。

また、今後は、市職員にとどまらず、教育職員も積極的に地域社会の活動に参加し、市民の生涯学習の支援に協力することが期待されます。

行政は市民の生涯学習を支援するという立場から、市職員及び教育職員の派遣システムを、実態に合わせて整備します。

○市職員・教育職員の派遣制度の整備

○市職員派遣制度のPR

○教育職員の協力体制の整備

6-4

社会教育施設の職員研修の充実

○職員研修の充実

○専門的な研修会への職員の派遣

学習機会を提供するためには、企画、広報、運営、評価などの幅広い知識が必要になります。同時に、生涯学習の理念や今日的な課題などを、具体的な企画に生かしていく、深い理解や技術も求められます。

また、市民の生涯学習を支援する上で、市職員には、市民の意見を聴き、学習相談にも的確に応じられるような能力も求められます。

そのため、多くの学習機会を提供している教育機関等の職員に対しては、専門的な研修機会の確保と同時に自己啓発を促していくように努めます。

第7節 地域の教育力の向上

改正された教育基本法では、家庭や地域の教育力に大きな期待が寄せられました。しかし、地域社会の連帯感の希薄化などから、地縁的な地域社会の教育力は低下傾向にあり、孤立した家庭も問題になってきました。

地域の教育力を高めていくためには、地域のコミュニティ意識を醸成していくことが不可欠であり、地域に住む一人ひとりが、地域の課題の解決に向けて、活動や作業に取り組むことによって、つながりをもつことが重要です。また、学校だけでなく、家庭も含めた地域社会全体が、教育の場として十分な機能を発揮していくことが、求められています。

前期計画期間中には、市内全域に子どもサポート委員会を組織し、学校支援活動を含め、子どもたちの様々な体験や大人との交流の機会を提供しています。

今後は、このような活動を通して、地域の教育力の向上のために、学校、家庭、社会教育施設、地域のさまざまな団体やボランティアが連携・協力を深めていくためのネットワークづくりを支援します。



南古谷地区防災キャンプの様子

施策

- 1 学校、家庭、地域社会の連携の推進
- 2 教育機関における地域人材の活用
- 3 地域の教育資源の活用

7-1

学校、家庭、地域社会の 連携の推進

次代を担う子どもたちの教育を考えると、学校教育だけではすべてを充足するのではなく、家庭や地域社会が子育てにおけるそれぞれの役割を果たすとともに、学校、家庭、社会教育施設、地域社会が一体となって、それぞれの教育機能を相互に補完し合いながら取り組むことが求められています。

本市では、その施策として平成16年度に「地域子どもサポート推進事業」をスタートしました。この事業を通して、子どもたちが地域社会の中でたくましく生きる力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみの教育を推進していきます。

- 子どもサポート委員会の活動の支援
- 庁内検討組織の充実
- 地域ぐるみの教育のためのネットワークの整備

7-2

教育機関における地域 人材の活用

○地域人材の積極的な活用

○地域における学校支援

学校教育には、教育活動に体験学習を組み入れることが求められています。その際に、専門的な知識や技術を持った地域住民が講師として参加することは、児童・生徒にとって刺激や学習への動機付けになるとともに、地域住民にとっても、学校運営等にかかわる機会となります。

地域社会と学校とは切り離すことのできない関係にあり、今後は両者の間で、地域の多くの人々が幅広く教育活動に参加できる協力体制を築くことが必要です。その体制づくりを積極的に支援し、学校と地域との連携・協力が進むよう、地域の人々や教育職員等の啓発に努めます。

7-3

地域の教育資源の活用

地域にはそれぞれに歴史があり、慣習があり、神社やお寺、公園、公民館や学校などの施設、さまざま行事などがあります。地域の人、物、行事、これらはすべて、何らかの形で子どもたちの教育資源となりうるものです。

これらを、よりよく活かしていくことが地域の教育力の向上につながります。そのための機会を提供していくとともに、そうした地域の活動を支援していきます。

- 地域の教育資源を生かした学習機会の提供と充実
- 地域の施設の相互利用
- 地域の行事等への参加促進



田植え体験

第8節 高等教育機関との連携

生涯学習への関心の高まりから、より高度で専門的な学習をしたいというニーズが増えています。こうした学習要求にこたえるため、市内にある複数の大学などの高等教育機関との連携を進めています。前期計画期間中には、市内4大学と市で包括協定を結びました。また、大学に協力を得て川越シティカレッジの充実にも努めてきました。今後も、生涯学習の推進について、専門的な立場から助言や援助をいただき、更に施策の充実に努めます。



東京国際大学での英語体験講座

施策

- 1 高等教育機関との連携の推進
- 2 高等教育機関との連携による学習機会の充実

8-1

高等教育機関との連携 の推進

生涯学習が盛んになるにつれて、市民の学習ニーズも多様化し、とりわけ専門的な学習内容を望む傾向にあります。

市の関係課・関係機関が開催する学習機会に対し、高等教育機関は人材を派遣し、積極的に協力しています。

今後は、市内4大学とまちづくりに関する包括協定を結び、相互の連携を更に強化していきます。

○高等教育機関への協力要請

○資格取得講座等の開設

○学習施設の相互活用

○人材派遣の円滑化

8-2

高等教育機関との連携による学習機会の充実

市民が質の高い学習内容を求めているため、専門的な学習機会を提供する必要があります。女性も含めて再就職や起業のための知識・ノウハウを身に付けたいという人も増えています。また、環境問題については、理解から実践へ移行できる知識や技術が求められています。

そのため、社会の動き、市民の学習ニーズの動向に注意を払いながら、高等教育機関等と連携して、情報収集と提供、学習機会の開発を進めます。

- 共催による開放講座等の開発
- サテライト講座の充実
- イベント、ワークショップ*等の事業協力
- 学習情報の発信



尚美学園大学のオープンカレッジ講座

*ワークショップ…意見や技術の交換、紹介などを行う研究会。

資 料

- 1 推進本部設置要綱
- 2 推進懇話会設置要綱
- 3 基本計画策定の経過

川越市生涯学習推進本部設置要綱

○川越市生涯学習推進本部設置要綱

市・教委教育長訓令第1号

市・教委教育長訓令第1号

(設置)

第1条 本市の生涯学習基本構想・基本計画の策定及び生涯学習施策を総合的に推進するため、川越市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習基本構想・基本計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 生涯学習関連事業の連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は本部の庶務を所管する部署を担任する副市長の職にある者を、副本部長は教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事会)

第6条 本部に、本部長の指示を受けた事項について調査研究及び調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は文化スポーツ部長の職にある者を、副幹事長は文化振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(調査研究委員会)

第7条 幹事会に、幹事長の指示を受けて、資料の収集・整理及び調査研究を行うため、調査研究委員会を置く。

2 調査研究委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は文化振興課長の職にある者を、副委員長は文化振興課副課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表第二に掲げる幹事の関係課職員をもって構成する。

5 調査研究委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 本部、幹事会及び調査研究委員会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、幹事会及び調査研究委員会の運営に関し必要な事項は幹事長が定める。

附 則(市・教委教育長訓令第1号)

この訓令は、令達の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

政策財政部長 総務部長 市民部長 文化スポーツ部長 福祉部長 保健医療部長 環境部長 産業観光部長 都市計画部長 建設部長 教育総務部長 学校教育部長

別表第2(第6条関係)

広報室長 政策企画課 財政課長 拠点施設推進室長 総務課長 職員課長 人権推進課長 市民活動支援課長 広聴課長 安全安心生活課長 男女共同参画課長 青少年課長 スポーツ振興課長 美術館長 福祉推進課長 障害者福祉課長 高齢者いきがい課長 子育て支援課長 保育課長 保健医療推進課長 保健総務課長 健康づくり支援課長 環境政策課長 商工振興課長 緊急地域経済対策室長 中心市街地活性化推進室長 農政課長 観光課長 都市計画課長 公園整備課長 建築住宅課長 教育総務課長 教育財務課長 地域教育支援課長 文化財保護課長 中央公民館長 中央図書館長 博物館長 学校管理課長 教育指導課長 学校給食課長 教育センター長

※正文は縦書き

川越市生涯学習推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における生涯学習計画の策定その他生涯学習に関し、意見を聴取するため、川越市生涯学習推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇話会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会教育関係団体等の代表者
- (2) 教育機関、行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 市民の代表者

2 前項第4号に規定する委員については、公募により選任するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集する。

(専門部会)

第6条 懇話会に、会長の指定した事項について調査研究を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員若干名で組織する。
- 3 部会及び部会員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月22日から施行する。

別表（第2条関係）

(1) 社会教育関係団体等の代表者

川越市自治会連合会 川越市PTA連合会 川越市子ども会育成
団体連絡協議会 川越市交通安全母の会 川越商工会議所 川越
市老人クラブ連合会 川越市体育協会 川越市社会教育委員協議
会 川越市文化団体連合会 川越市人権擁護委員協議会 川越市
ボランティア連絡会

(2) 教育、行政機関の職員

幼稚園・保育園代表 小・中学校校長会代表 高校代表

(3) 学識経験者

大学教授等

(4) 市民の代表者

公募による者

第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）策定の日程

平成22年度					
月	推進本部 (庁議)	幹事会	調査研究委員会	策定準備会議	懇話会
5月				第1回 5/10 課内設置 第2回 5/31 素案について	第1回 5/22 基本計画(後 期計画)につ いて
6月				6/29 素案提示 メール	
7月		7/23 第1回幹事会			7/31 第2回 基本計画(後 期計画)につ いて
8月				関係各課と 個別調整	
9月					
10月	10/26 第1回本部会	10/6 第2回幹事会			
11月	庁議提案				
12月				パブコメ	
1月				意見調整	
2月	第2回 本部会議				第3回会議
3月				発行	

第二次川越市生涯学習基本構想基本計画（後期計画）（素案）

平成22年12月

発行

川越市

<問い合わせ>

川越市文化スポーツ部文化振興課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811（大代表）

ファクシミリ 049-225-2895

E-mail bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>